

# 東京教育大学学則

## 第1章 総 則

### 第1節 大学の目的及び使命

第1条 本学は、学術に関する高度の専門的研究教授と教育科学の深い研究教授とを行ない、併せて高い識見と広い視野とを持つ有能な教育者たるべき人材を育成するをもって目的とする。

### 第2節 本学の構成

第2条 本学に次の学部及び学科を置く。

文学部 哲学科，史学科，文学科，社会科学科

教育学部 教育学科，心理学科，特殊教育学科，芸術学科

理学部 数学科，応用数理学科，物理学科，化学科，生物学科，地学科

農学部 農学科，農業化学科，農業工学科，林学科，農村経済学科，総合農学科

体育学部 体育学科，健康学科

第3条 本学に大学院を置く。

大学院に関する事項は、別に定める。

第3条の2 本学に専攻科及び別科を置く。

専攻科及び別科に関する事項は、別に定める。

第4条 本学に次の研究所及び研究施設を置く。

光学研究所

臨海実験所

木材糖化研究施設

スポーツ研究施設

外国語教育研究施設

教育相談研究施設

高原生物研究所

農工研究所

第5条 本学に次の実験学校を置く。

附属高等学校

附属中学校

附属小学校

第5条の2 本学教育学部に特設教員養成部を置く。

第5条の3 本学教育学部に次の実験学校を置く。

附属盲学校

附属聾学校

附属養護学校

第5条の4 本学に次の分校を置く。

雑司ヶ谷分校

国府台分校

第6条 本学に農場及び演習林を置く。

第7条 本学に附属図書館を置く。

### 第3節 教職員組織，評議会，教授会その他

第8条 本学教職員は，次のとおりとする。

学 長

教 員

教 授

助 教 授

講 師

助 手

技 術 員

事 務 員

そ の 他

第9条 教職員の職務に関しては，学校教育法その他法令の定めるところによる。

第10条 各学部に学部長を置き，教授の中から補する。

学部長は，当該学部に関する事項を掌理する。

第11条 本学に評議会を置き，各学部長，附属研究所長及び各学部の評議員で組織する。

各学部の評議員は2名とし、その任期は2年とする。

学長は、評議会を召集してその議長となる。

評議会は、評議員の3分の2以上の出席がなければ成立しない。

議事は、出席員の過半数できめる。

第12条 評議会は、次の事項を審議する。

1. 学部、大学院及び研究所の設置及び廃止
2. 学部における学科及び講座の設置及び廃止
3. 大学院及び研究所に関する重要事項
4. 学則その他全学の制規に関する事項
5. 予算の審議
6. 教育公務員法の規定によりその権限に属せしめられた事項
7. その他学長の諮問する事項

第13条 各学部に教授会を置き、教授、助教授で組織する。

学部長は、教授会を召集してその議長となる。

学部長は、教授、助教授の3分の1以上の請求があるときは、教授会を召集しなければならない。

教授会の成立には、海外旅行者を除き過半数の出席を必要とする。

議決は、出席員の過半数による。

必要なときには、講師その他の教職員を教授会に出席させることができる。

第14条 教授会は、次の事項を審議する。

- イ 学科課程に関する事項
- ロ 学生の試験に関する事項
- ハ 文部大臣及び学長の諮問した事項
- ニ 学部における人事に関する事項
- ホ 学部の経営に関する重要な事項
- ヘ その他必要な事項

上の中人事に関する審議の方式は、各学部の定めるところによる。

第15条 本学に一般教育委員会を置く。

一般教育委員会については、別に定める。

第16条 各研究所に研究所長を置き、教授の中から補する。

各研究所長は、当該研究所に関する事務を掌理する。

第17条 各附属学校に校長を置き、教授の中から補する。

各校長は、当該学校に関する事務を掌理する。

第17条の2 特設教員養成部に部長を置き、教育学部長をもってこれに補する。

部長は当該部に関する事務を掌理する。

第17条の3 分校に主事を置き、教授の中から補する。ただし当分の間教授でないものから補することができる。

分校主事は当該分校に関する事務を掌理する。

第18条 農場及び演習林に農場長及び演習林長を置き、教授の中から補する。

農場長及び演習林長は、所管事務を掌理する。

第19条 図書館に図書館長を置き、教授の中から補する。

図書館長は図書館に関する事務を掌理する。

## 第2章 学 部 通 則

### 第1節 学科及び講座

第20条 授業科目を分けて一般教育科目、外国語科目、保健体育科目、専門教育科目及び教職科目とする。

第21条 各学部の学科目の種類、授業科目及びその単位数は、次のとおりとする。

(別添第1表)

第22条 各学部における講座の種類は、次のとおりとする。

(別添第2表)

### 第2節 履 修 方 法

第23条 各学部の修業期間を4年以上とし、この間に所定の単位を履習させる。

各学部とも在学期間は、8年をこえることを許さない。

第24条 入学第2年目のはじめに学生に専攻学科を選択させる。

各学科に属する専攻学科を、次のとおりとする。

#### 文 学 部

哲 学 科—哲学、倫理学

史 学 科—史学方法論, 日本史学, 東洋史学, 西洋史学

文 学 科—国語学国文学, 漢文学, 英語学英米文学, 独語学独文学, 仏語学仏文学, 言語学

社会科学科—社会学, 法律政治学, 経済学

### 教育学部

教 育 学 科—教育学

心 理 学 科—心理学

特殊教育学科—特殊教育学

芸 術 学 科—芸術学, 絵画, 彫塑, 工芸, 構成, 書

### 理学部

数 学 科—数学

応用数理学科—応用数理学

物 理 学 科—物理学

化 学 科—化 科

生 物 学 科—動物学, 植物学

地 学 科—地理学, 地質学鉱物学

### 農学部

農 学 科—農 学

農業化学科—農業化学

農業工学科—農業工学

林 学 科—林学, 木材工学

農村経済学科—農村経済学

総合農学科—総合農学, 農業工作学

### 体育学部

体 育 学 科—体育学, 体育運動学

健 康 学 科—健康学

第25条 学生は一般教育科目については、次のとおり選択履修する。

人文科学関係 A B C D 4群中少くも2群にわたり 3科目12単位以上

社会科学関係 A B C 3群中少くも2群にわたり 3科目12単位以上

自然科学関係 A B C D 4群中少くも2群にわたり 3科目12単位以上

合 計 9科目以上 36単位以上

第26条 学生は外国語科目については、2か国語を2か年にわたって、一の科目を8単位以上、他の科目を8又は4単位以上、計16又は12単位以上を履修しなければならない。

第27条 学生は専門教育科目については、卒業論文又は卒業研究報告等の単位を含め、必修科目40単位（ただし、教育学部芸術学科芸術学専攻・理・農・体育学部においては44単位）以上、必修科目学修に必要な選択科目と自由科目をあわせて36単位以上、合計76単位（教育学部芸術学科芸術学専攻・理・農・体育学部においては80単位）以上を履修しなければならない。

第28条 学生は保健体育科目については、講義及び実技各2単位合計4単位以上を履修しなければならない。

第29条 教員志望の学生は、教職科目について14単位以上を履修しなければならない。教員資格に関しては、法令の定めるところによる。

第30条 単位の基準については、講義は、毎週1時間15週をもって1単位とし、演習及び外国語は、毎週2時間15週をもって1単位とし、実験実習等は、毎週3時間15週をもって1単位とする。

### 第3節 課程修了認定

第31条 課程終了の認定は、試験又は研究報告による。

第32条 学科試験は、每学期末又は每学年末に行なう。

### 第4節 学士号並びにその授与

第33条 学部に4年以上在学し、一般教育科目、外国語科目、専門教育科目、保健体育科目にわたって、それぞれ所要の単位を履修した者に学士号を授与する。

### 第5節 学年、学期及び休業日

第34条 学年は、4月1日にはじまり翌年3月31日に終る。

第35条 学年を分けて次の2学期とする。

第1学期 4月1日から10月15日まで

第2学期 10月16日から翌年3月31日まで

第36条 学年中の定期休業日を次のとおりとする。

国民の祝日

日 曜 日

創立記念日（5月31日）

- 春季休業 4月1日から4月10日まで  
夏季休業 7月15日から9月14日まで  
冬季休業 12月25日から翌年1月7日まで

## 第6節 入学，退学，休学及び転学

第37条 入学の時期は，毎学年の始めから30日以内とする。

第38条 入学資格者は学校教育法第56条及び学校教育法施行規則第69条の規定により次の1に該当するものでなければならない。

- イ 高等学校を卒業した者
- ロ 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- ハ 通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者
- ニ 外国において学校教育における12年の課程を修了した者
- ホ 文部大臣の指定した者
- ヘ その他大学において高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

第39条 入学志望者については，学力試験及び健康診断その他の結果により選抜の上許可する。

第40条 学生が退学を希望するときは，事由を具して学長に願出で許可を受けなければならない。

第41条 病気その他の事由によって成業の見込がないと認めたときは，諭旨退学させ又は除名する。

第42条 学生が病気その他の事由のため引続き2か月以上学修することができないときは，事由を具して学長に願出で許可を得て当該期間休学することができる。

ただし，病気るときには，医師の診断書を添付しなければならない。

第43条 休学期間は，引続き2年をこえることはできない。

第44条 休学期間は，在学年数に通算しない。

第45条 他の大学から本学へ転学を希望する者があるときは，本学の学生収容力に妨げのない場合に限ってその事由及び学力等を審査した上で許可することがある。

転学願書には，当該大学長の転学承認書を添付しなければならない。

第46条 本学から他の大学へ転学を希望する者は本学学長の承認を得なければならない。

## 第7節 学生定員

第47条 学生の毎年入学収容定員は、935名とし学部別内訳は次のとおりとする。

文学部	哲学科	35名	} 計 220名
	史学科	50名	
	文学科	100名	
	社会科学科	35名	
教育学部	教育学科	35名	} 計 120名
	心理学科	25名	
	特殊教育科	20名	
	芸術学科	40名	
理学部	数学科	50名	} 計 240名
	応用数学科	40名	
	物理学科	30名	
	化学科	30名	
	生物学科	40名	
農学部	農学科	45名	} 計 190名
	農業化学科	30名	
	農業工学科	20名	
	農林学科	35名	
	農村経済学科	30名	
	総合農学科	30名	
体育学部	体育学科	115名	} 計 165名
	健康学科	50名	

## 第8節 授業料、寄宿料及び貸給費

第48条 授業料は、1学年金12,000円（昭和38年4月以降入学者）又は金9,000円とし、次の2期に分けて徴収する。

第1期 { 金 6,000円 (自4月分) 4月1日から同30日まで  
金 4,500円 (至9月分)

第2期 { 金 6,000円 (自10月分) 10月1日から同31日まで  
金 4,500円 (至翌年3月分)

第48条の2 転学、編入学及び再入学した者の授業料は、その者が転学、編入学及び再入学した当該年次の在学者の額と同額とする。

第48条の3 特別の事由ある者に対しては、別に定めるところにより、当該年度の授業料を減免し、又は分納を許可し、若しくはその徴収を猶予することがある。

2 分納の場合の月割額は、年額の12分の1とし、その月分を月末までに徴収する。

第48条の4 4月以後翌年2月までに卒業する者に限り、その期の授業料は卒業の月まで月割をもって徴収する。

第48条の5 第48条による納期前に休学の許可を受けた場合には、次期の授業料は徴収しない。

2 第48条の3によって、月割分納の許可を受けた場合には、休学の許可を受けた翌月以後の授業料は徴収しない。

3 休学期間の中途において復学する者の授業料は、復学の月から月割計算をもって徴収する。

第48条の6 転学、退学、放学、除名者については、その期の授業料を徴収する。

2 停学期間中の授業料は免除しない。

第48条の7 学生が授業料納付の義務を怠り、督促を受けて、なお納付しないときは、除籍することができる。

第49条 入学料は金1,500円とし、入学を許可された日から入学式当日までに納入しなければならない。

2 前項の期限内に入学料を納付しない者に対しては、入学の許可を取消すことがある。

第49条の2 寄宿料は年額金1,200円とし、徴収の方法等については別に定める。

第49条の3 既納の授業料、入学料、寄宿料は、いかなる事情があっても返付しない。

第50条 貸給費を行なう場合には、別に定めるところによる。

## 第9節 聴講生、研究生、専攻生及び外国学生

第51条 本学所定の授業科目中1科目または数科目を選んで聴講を志望する者があるときは、当該学科の授業及び研究に妨げのない限り選考の上聴講生として許可することがある。

第52条 聴講生の入学の時期は、毎学年のはじめとし、その在学期間は1年とする。

ただし、志望により在学期間を更新することができる。

第53条 聴講生の授業料については、学生に関する規定を準用する。

第54条 公の機関その他から研究生派遣の申出のあったときは、当該学科の授業及び研

究に妨げのない限り選考の上之に応ずることがある。

研究生の指導に必要な費用その他については別に定める。

第55条 本学卒業生で特殊の専門事項について研究しようとする者があるときは専攻生として入学を許可することがある。

2 専攻生の入学の時期は学年の始めとし、その在学期間は1年とする。

3 専攻生に関する規程は別に定める。

第56条 外国人で本学に入学を志望する者があるときは、別に定めるところにより選考の上許可することがある。

## 第10節 公開講座

第57条 公開講座は、教授会の議を経て随時に開設する。

公開講座に関する授業科目、聴講料などについては、その都度定める。

## 第11節 賞 罰

第58条 学生がその本分に背いた行為をしたときは、懲戒に処する。

懲戒の種類は、次の3種とする。

1 戒 告

2 停 学

3 放 学

## 第12節 寄宿舍及び厚生保健施設

第59条 本学に寮舎を附設し、学生の勉学及び生活の指導に資する。

寮舎に関する規定は、別に定める。

第60条 本学に健康相談所を附設し、学生の保健に資する。

健康相談所に関する規定は、別に定める。

付 則

この学則は、昭和24年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、昭和35年5月27日から施行する。

付 則

この規則は、昭和35年6月24日から施行する。

付 則

この規則は、昭和36年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、昭和37年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、昭和38年4月1日から施行し、昭和38年度入学者から適用する。

## 学則第21条別添第1表

### 1. 一般教育科目（各学部共通）

（履修案内の一般教育科目一覧表に記載されているので省略。）

### 2. 外国語科目

科 目	単 位 数	
		文・教育（教育学科・特殊教育学科）・農・体育学部
		教育（心理学科・芸術学科）・理学部
英 語	8	8又は4
ドイツ語	8	8又は4
フランス語	8	8又は4
中国語	8	8又は4
ロシア語	8	8又は4

### 3. 保健体育科目（各学部共通）

単位数

保健体育理論及び実技 4

### 4. 専門教育科目（各学部の定めるところによる。）

（履修案内の専門教育科目一覧表に記載されているので省略。）

### 5. 教 職 科 目（各学部共通）

×印は一般教育科目にすることができる。

	単位数	×外国教育史	
×教育原理	4	教育社会学概論	2
×日本教育史	4	教育行財政学概論	2

社会教育概論	4
教育課程概論	2
学校教育方法原論	2
学習指導原論	2
社会科教育概論	1
人文科教育概論	1
自然科学教育概論	1

職業教育概論	1
教育実習	3
教育心理学概論	2
児童心理学概論	2
青年心理学概論	2
上のほか学科目分担表参照	

## 学則第22条別添第2表

### 東京教育大学各学部講座表

#### 文学部

哲学 第1(哲学)
哲学 第2(哲学史)
哲学 第3(科学哲学)
倫理学 第1(倫理学)
倫理学 第2(西洋倫理思想史)
倫理学 第3(東洋倫理思想史)
史学方法論
日本古代史
日本中世史
日本近代史
東洋史学 第1(古代史)
東洋史学 第2(中世史)
東洋史学 第3(近世史)
西洋史学 第1(古代史)
西洋史学 第2(中世近世史)
国語学国文学 第1(国語学)
国語学国文学 第2(上代中古文学)
国語学国文学 第3(中世近世文学)

国語学国文学 第4(国語)
漢文学 第1(經子学)
漢文学 第2(中国文学中国言語学)
漢文学 第3(漢文学)
英語学英米文学 第1(英米文学)
英語学英米文学 第2(英語学)
英語学英米文学 第3(近代文学)
英語学英米文学 第4(中世語学文学)
英語学英米文学 第5(近代英語)
英語学英米文学 第6(現代文学)
独語学独文学 第1(独文学)
独語学独文学 第2(独文学)
独語学独文学 第3(独語学)
独語学独文学 第4(独語学)
仏語学仏文学 第1(仏文学)
仏語学仏文学 第2(仏語学)
言語学 第1(言語学)
言語学 第2(比較言語学)
社会学 第1(社会学)

社会学 第2(社会調查)  
法律政治学 第1(憲法)  
法律政治学 第2(行政法)  
法律政治学 第3(民法)  
法律政治学 第4(刑事法)  
法律政治学 第5(政治学)  
经济学 第1(经济学)  
经济学 第2(經濟史, 經濟政策)  
经济学 第3(財政学)  
经济学 第4(經濟政策)

### 教育学部

教育学 第1(教育哲学)  
教育学 第2(教育史)  
教育学 第3(教育社会学)  
教育学 第4(教育行財政学)  
教育学 第5(教育制度論)  
教育学 第6(学校教育論)  
教育学 第7(社会教育論)  
教育学 第8(教科課程論)  
教育学 第9(教育方法論)  
教育学 第10(各科教育第1)  
教育学 第11(各科教育第2)  
教育学 第12(各科教育第3)  
教育学 第13(日本教育史)  
心理学 第1(实验心理学)  
心理学 第2(比較心理学)  
心理学 第3(性格, 社会心理学)  
心理学 第4(教育心理学)  
心理学 第5(兒童心理学)  
心理学 第6(青年心理学)  
特殊教育学 第1(盲聾教育学)

特殊教育学 第2(盲聾心理学)  
特殊教育学 第3(盲聾生理学)  
特殊教育学 第4(盲聾教育方法学)  
特殊教育学 第5(精神薄弱兒教育)  
特殊教育学 第6(肢体不自由兒教育)  
芸術学 第1(芸術学, 美術史)  
芸術学 第2(繪画)  
芸術学 第3(彫塑)  
芸術学 第4(工藝)  
芸術学 第5(構成)  
芸術学 第6(書)

### 理学部

数学 第1(解析学第1)  
数学 第2(解析学第2)  
数学 第3(代数学, 数論)  
数学 第4(幾何学)  
数学 第5(数理統計学, 应用数学)  
数学 第6(微分方程式, 数学)  
数学 第7(数学, 測量)  
应用数学  
物理学 第1(力学, 物理数学)  
物理学 第2(電磁気学)  
物理学 第3(熱力学物性論)  
物理学 第4(原子核・X線)  
物理学 第5(量子力学)  
物理学 第6(素粒子論)  
物理学 第7(一般物理学)  
化学 第1(分析化学)  
化学 第2(無機化学)  
化学 第3(有機化学)  
化学 第4(生化学)

化学 第5(物理化学)  
化学 第6(高分子化学)  
化学 第7(一般化学)  
动物学 第1(动物分类学, 动物发生学)  
动物学 第2(动物生理学)  
动物学 第3(动物形态学, 动物细胞组织学)  
动物学 第4(动物生态学, 一般动物学)  
植物学 第1(植物分类学)  
植物学 第2(植物形态学, 遗传学)  
植物学 第3(植物生理学)  
植物学 第4(植物生态学, 一般植物学)  
地理学 第1(自然地理学)  
地理学 第2(自然地理学, 地誌学)  
地理学 第3(人文地理学)  
地理学 第4(人文地理学, 地誌学)  
地理学 第5(水収支論)  
地質学鉱物学 第1(地史学, 古生物学)  
地質学鉱物学 第2(岩石学, 構造地質学)  
地質学鉱物学 第3(鉱物学)  
地質学鉱物学 第4(鉱床学, 一般地質学)

#### 農学部

農学 第1(作物学)

農学 第2(園芸学)  
農学 第3(畜産学)  
農学 第4(応用動物学)  
農学 第5(植物病理学)  
農学 第6(育種学)  
農学 第7(作物生態学)  
農業化学 第1(土壤肥料学)  
農業化学 第2(生物化学)  
農業化学 第3(応用微生物学)  
農業化学 第4(農産製造学)  
農業化学 第5(化学工学)  
農業化学 第6(醱酵物理化学)  
農業化学 第7(農薬化学)  
農業工学 第1(農地造成学)  
農業工学 第2(農業水利学)  
農業工学 第3(農業構造施工学)  
林学 第1(育林学)  
林学 第2(理水砂防学)  
林学 第3(木材加工学)  
林学 第4(林産化学)  
林学 第5(森林經理学)  
林学 第6(林政学)  
農村経済学 第1(農政学)  
農村経済学 第2(農業経営及び計算学)  
農村経済学 第3(農村社会学)  
農村経済学 第4(農村教育学)  
総合農学 第1(総合農学)  
総合農学 第2(農村生活科学)  
総合農学 第3(農業工作学第1)  
総合農学 第4(農業工作学第2)

体 育 学 部

体育学 第1(体育学)

体育学 第2(体育史)

体育学 第3(体育心理学)

体育学 第4(体育管理学)

体育学 第5(体育社会学)

体育運動学 第1(競技運動学)

体育運動学 第2(球技運動学)

体育運動学 第3(遊戯運動学)

体育運動学 第4(格技運動学)

体育運動学 第5(舞踊運動学)

健康学 第1(人体形態学)

健康学 第2(人体機能学)

健康学 第3(衛生学)

健康学 第4(健康管理学)

健康学 第5(運動医学)

健康学 第6(保健運動学)

(昭和39年2月24日現在)

注・これは昭和38年度のものであり、学科・講座等は年度により変化がある。